

第4章 災害復旧・復興

第1節 復旧・復興の基本方向の決定

担当 防災総括班

風水害等対策編第5章第1節「復旧・復興の基本方向の決定」を準用する。

第2節 原状復旧

担当 防災総括班、企画班、住民経済班、都市建設班

風水害等対策編第5章第2節「原状復旧」を準用する。

第3節 計画的復興の推進

担当 防災総括班、都市建設班

風水害等対策編第5章第3節「計画的復興の推進」を準用する。

第4節 被災者等の生活再建の支援

担当 防災総括班、企画班、福祉こども班、住民経済班、都市建設班

風水害等対策編第5章第4節「被災者等の生活再建の支援」を準用する。

第5節 被災中小企業等の復興の支援

担当 防災総括班、住民経済班

風水害等対策編第5章第5節「被災中小企業等の復興の支援」を準用する。

第6節 公共施設の復旧

担当 防災総括班、企画班、福祉こども班、住民経済班、都市建設班、教育班、消防班

風水害等対策編第5章第6節「公共施設の復旧」を準用する。

第7節 激甚災害法の適用

担当 防災総括班

風水害等対策編第5章第7節「激甚災害法の適用」を準用する。

第8節 その他の被災者保護

担当 防災総括班、企画班、福祉こども班

風水害等対策編第5章第8節「その他の被災者保護」を準用する。